

2022年度（令和4年度）

科学研究費助成事業 制度等説明会

2022年8月5日（金）～9月7日（水）
オンライン説明会（Google Classroom）

次 第

【第1部】（※必須項目）

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

【第2部】（※任意項目）

- 科学研究費助成事業（科研費）について
- 令和5年度公募について
- 令和5年度科研費への応募について
- 科研費電子申請システムの操作方法について

第1部（※必須項目）

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

※以下、スライドは文部科学省「科研費の最近の動向及び令和5（2023）年度公募等の説明資料」、
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正について」（令和3年3月）
および「文部科学省『平成30年度科学研究費助成事業公募要領等説明会』（平成29年9月開催）資料」より抜粋

【主な説明内容】

1. 科学研究費助成事業(科研費)の適正な管理等について
2. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは
(不正の定義、不正発生時の研究機関等の対応と影響、研究者の責務)
3. 研究費の不正使用の防止に関する取組
(ガイドラインに基づくこれまでの取組、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正概要、不正使用の具体事例 等)
4. 研究活動における不正行為の防止に関する取組
(「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の概要、研究活動における不正行為の具体事例 等)
5. 科学研究費助成事業実地検査の結果について
6. 研究倫理教育プログラムについて
7. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等
受付窓口

1. 科学研究費助成事業(科研費) の適正な管理等について

研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

研究費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、**研究機関が責任をもって管理**することとしています。

- 研究者使用ルール(補助条件(交付条件))
 - ・ 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金(助成金)の管理を行わせる

- 機関使用ルール(各研究機関が行うべき事務等)
 - ・ **研究者に代わり、補助金(助成金)(直接経費)を管理する**。本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、**各機関が定める規程等に従って適切に行う**



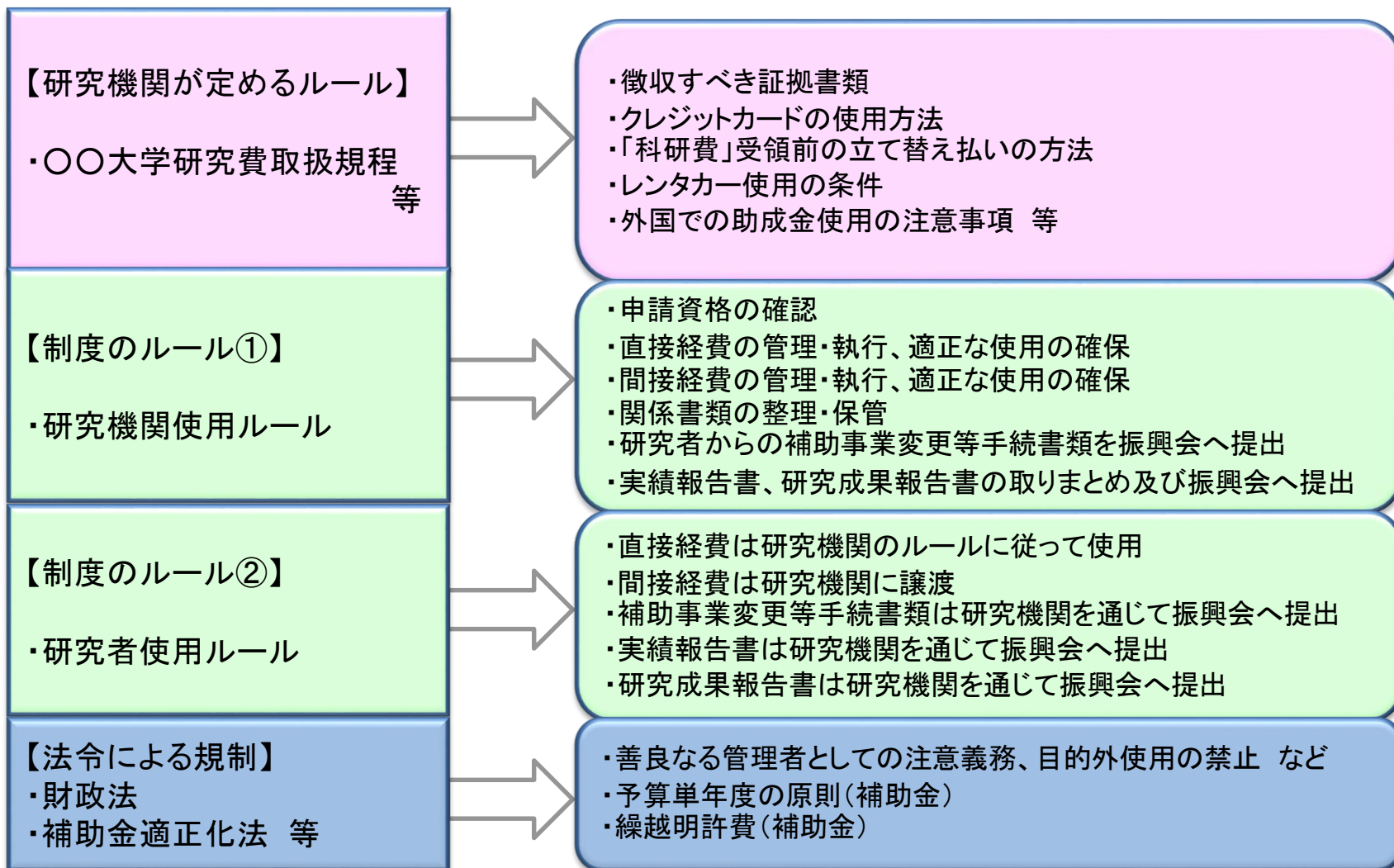
研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

平成29年3月24日付けで、文部科学省高等教育局、研究振興局の連携により、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を发出。

文科省HP掲載箇所 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

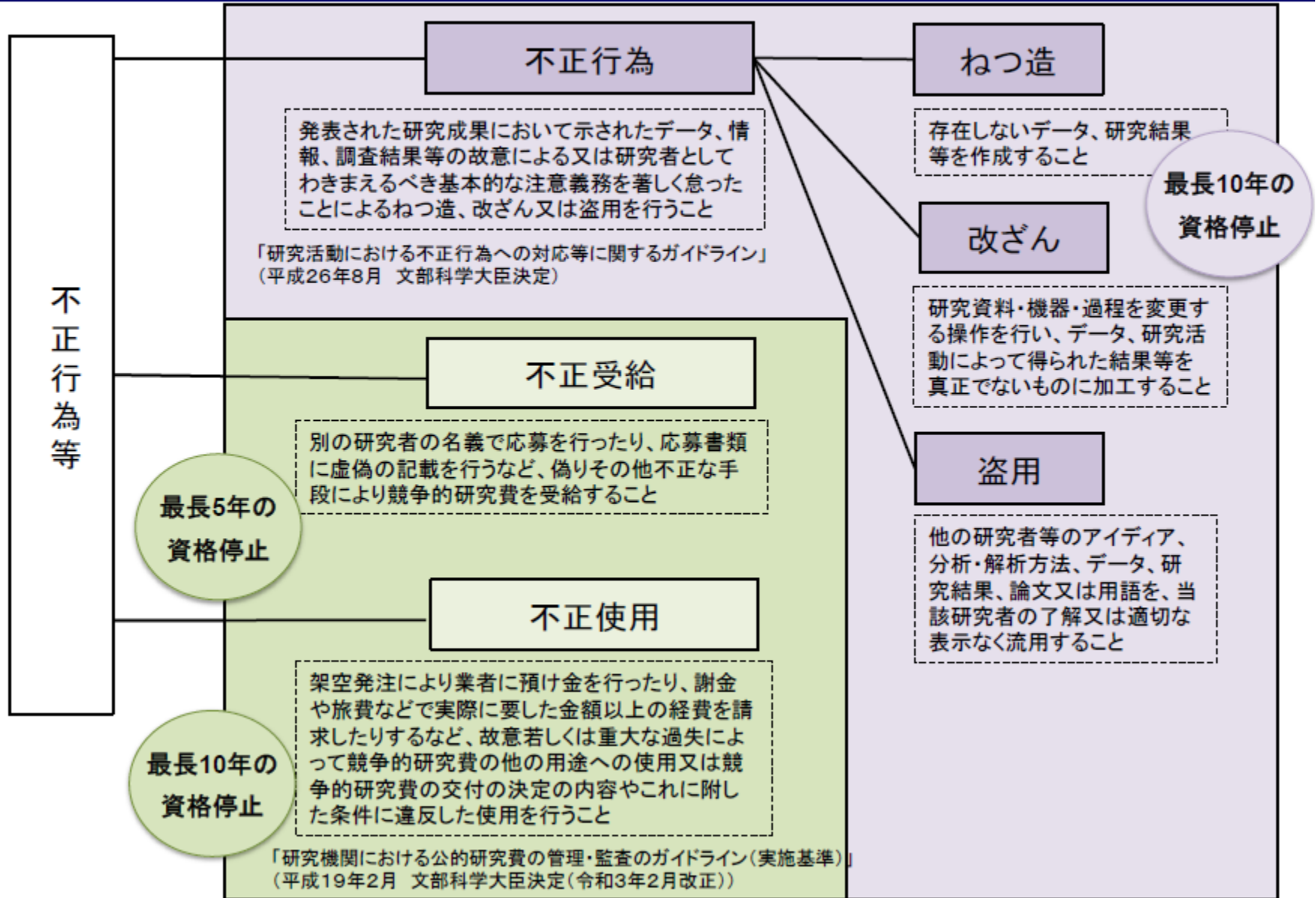
使用ルールの階層構造

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。



2. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは



- 不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。
- 不正を事前に防止するための体制整備が必要です。

あなたの研究機関で不正が発生した場合...

- ・不正調査のために多大なコストが発生します
- ・組織全体の信用が失墜します
- ・不正が認定された場合、研究費の返還や、体制整備状況の調査対象とされるなど、様々なペナルティが科せられます

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

不正が認定された場合、研究者に対して、

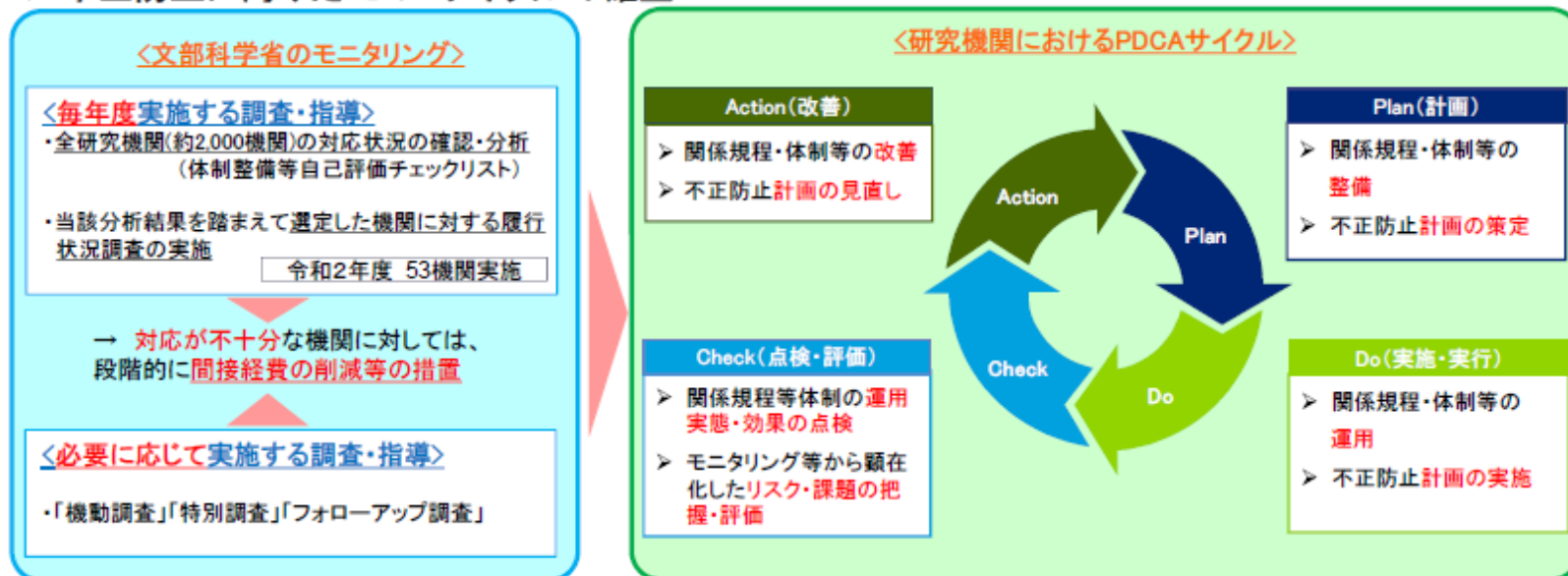
- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

3. 研究費の不正使用の防止に関する取組

ガイドラインに基づくこれまでの取組

平成19年に制定された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」は、平成26年に改正され、**全ての研究機関において不正防止体制を構築**し、研究費不正防止対策の様々な取り組みが実施されてきた。

◆ 不正防止に向けたPDCAサイクルの確立



◆ 研究機関への情報提供

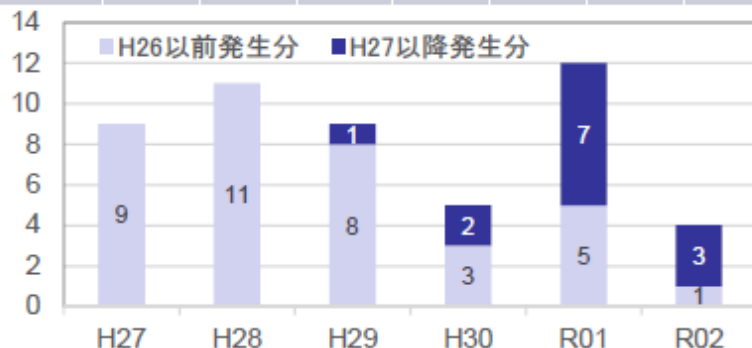
- 研究機関に対する研修会等の実施(毎年度10回程度)
- 研究機関での取組に資するべく、不正事案の文科省HPにおけるわかりやすい内容での公開
- 公的研究費に係る不正事例(研究機関におけるコンプライアンス教育用)(平成28年3月)を作成・公開
- 履行状況調査における主な取組事例(抜粋)(平成26～29年度)を作成・公開

平成27年度以降の不正使用事案認定件数と内訳

(令和3年2月1日現在)

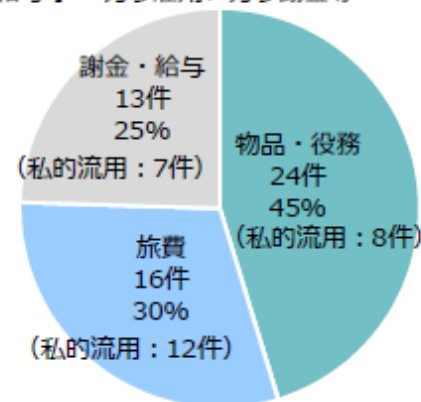
◆不正認定件数

年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	合計
H26以前	9件	11件	8件	3件	5件	1件	37件
H27以降	0件	0件	1件	2件	7件	3件	13件
合計	9件	11件	9件	5件	12件	4件	50件



◆不正種別の内訳

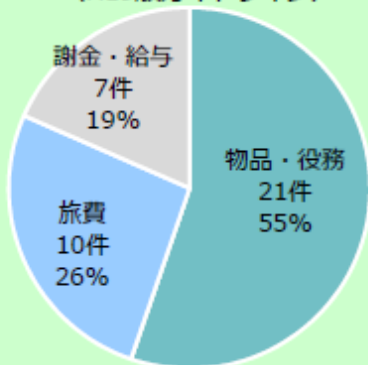
- 【物品・役務】 預け金、期ずれ、品名替え等
- 【旅費】 架空請求、二重請求等
- 【謝金・給与】 カラ雇用、カラ謝金等



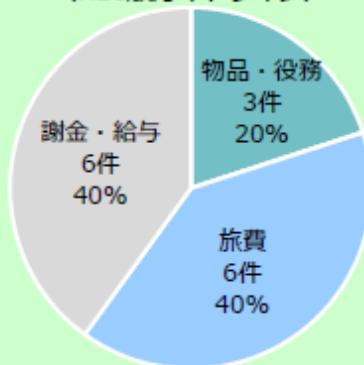
※1件の事案で複数の不正が行われた場合は両方の種別に計上

◆不正種別の変化

平成14～26年度発生分
(H19版ガイドライン)



平成27年度以降発生分
(H26版ガイドライン)



●物品・役務

事務部門による発注・検収、換金性の高い物品の管理、業者との癒着防止対策（処分方針の周知、誓約書の徴取等）が実施されたことにより、不正が生じにくくなったと考えられる。

●旅費

実態のないカラ出張の事例は減少したものの、異なる経費や機関で旅費を二重に請求する事例が発生している。

●謝金・給与

カラ雇用、カラ謝金等、依然として学生が巻き込まれる事例が発生している。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、**依然として様々な形で研究費不正が発生し続けている。**
【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移
【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向
【要因】①**不正防止のPDCAサイクルの形骸化**、②**組織全体への不正防止意識の不徹底**、③**内部牽制の脆弱性**
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、**研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務。**

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するために、以下の3項目を柱に**不正防止対策を強化**。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者の
リーダーシップと役割の明確化～

- ✓ **最高管理責任者**による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ **監事**に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため**不正防止のPDCAサイクルを徹底**
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による
全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ **統括管理責任者**が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた**啓発活動**（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、**コンプライアンス教育と併用・補完**し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える
「機会」の根絶～

- ✓ **内部監査**の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ **監事・会計監査人・内部監査部門**の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、**研究者を支払いに関与させない支出方法の導入**等

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） 骨子

第1節 機関内の責任体系の明確化

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- (2) 監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- ※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

- ※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
- ※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
- ※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

ガイドライン改正のポイント <①ガバナンスの強化>

○ 最高管理責任者の役割

最高管理責任者の強力なリーダーシップの下で、研究費不正の根絶に組織全体で取り組むことが改めて求められています。

第1節 要請事項

- 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等(以下「役員会等」という。)において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

第1節 留意事項

- 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策実効性のあるものとするために定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置を行う。

研究費不正防止は
組織全体で！

Point

- 👉 研究費不正の防止対策は、組織と研究者を守るための取組。組織全体で取り組む必要あり。
- 👉 組織の長は、強力なリーダーシップで組織の取組をけん引。
- 👉 自らも「啓発活動」等を行い、組織風土の形成を図ることが重要。



ガイドライン改正のポイント <①ガバナンスの強化>




○ 監事に求められる役割

機関の運営等を監査する**監事に求められる、研究費不正防止に関する役割**を明記しました。

第1節 要請事項

- 監事は、不正防止に関する**内部統制の整備・運用状況**について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった**不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているか**を確認し、意見を述べる。

Point

-  研究費不正防止の取組み全体が監事の監査対象。
-  PDCAサイクルを適正に回せているかチェック。
-  監事によるチェックで、組織全体の健全なガバナンスを維持。

健全な組織の維持には、
健全なガバナンスが必須！



ガイドライン改正のポイント <②意識改革>

○組織風土形成のための啓発活動

不正を起こさせない組織風土の形成のための活動を、啓発活動として新たに位置付けました。

第1節 要請事項

- 統括管理責任者が行うべき対策として、不正防止計画の策定だけでなく、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組が重要である。
- 統括管理責任者には、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施することが求められる。
- コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

Point

- 👉 不正を起こさない組織風土の形成が重要。
- 👉 組織風土形成のため、啓発活動で構成員の意識向上と組織の隅々への浸透を。
- 👉 コンプライアンス教育と啓発活動の組み合わせで、効率的・効果的に。
- 👉 統括管理責任者が組織の取組を俯瞰して総合的に企画立案。

組織風土に合わせた対策で、
効率的・効果的な不正防止を！



ガイドライン改正のポイント <②意識改革>

啓発活動について

第2節 「コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)」

コンプライアンス教育

対象：競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員

目的：自身が取り扱う競争的研究費等の**使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解**させること

頻度：新規着任時・機関が定める一定の期間毎

方法：対面又はオンラインでの研修・説明会、e-ラーニングによる学習等

※受講状況及び理解度について把握し、必要に応じてフォローアップを行う。

啓発活動

対象：全ての構成員

目的：**不正を起こさせない組織風土を形成**するために、不正防止に向けた**意識の向上と浸透**を図ること

頻度：少なくとも四半期に1回程度（繰り返し頻繁に実施することで意識付けを図る）

方法：既存の会議やリスクマネジメントを通じた意識啓発、会議体・Webサイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、**意識調査の実施**等

※啓発活動を通して構成員の意識の変化を把握する等、適宜PDCAサイクルに活用する。

こまめな啓発活動が効果的！

Point

- 👉 コンプライアンス教育で知識を習得し、啓発活動により頻繁に意識の向上と維持・浸透を。
- 👉 相互に補完して、より効率的・効果的に。
- 👉 それぞれの職種にあわせた内容で実施。
- 👉 意識調査によるリスクマネジメントが有効。



ガイドライン改正のポイント <③不正防止システムの強化>

○ 内部監査の機能強化

専門家の活用による質の向上など、**内部監査の機能を強化**する取組みを明記しました。

第6節 要請事項

- 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。
- 過去の内部監査やその他のモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。
- 効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

内部監査は大切な自浄機能！

Point

- 👉 内部監査が形骸化しないよう、会計書類のチェックにとどまらず管理体制の検証も。
- 👉 専門家の活用により、内部監査の質の向上を。
- 👉 監事や会計監査人との連携強化により、ガバナンスの向上も。



ガイドライン改正のポイント <③不正防止システムの強化>

○ 内部監査結果の周知と活用

内部監査結果の有効な活用について追記しました。

第6節 要請事項

- 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

第6節 留意事項

- 内部監査部門は、防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案するとともに、防止計画推進部署においては、内部監査結果等を不正防止計画に反映させる。

Point

- ☝ 内部監査結果の活用で、効率的・効果的な不正防止対策を実現。
- ☝ 不正防止推進部署との連携で、実効的なPDCAサイクルを。

連携強化で効率的に！



○ 不正を発生させる機会の低減

第4節 留意事項

- 旅費の支払に当たっては、コーポレートカードの活用や旅行者への業務委託等により、研究者が支払いに関与する必要のない仕組みを導入することが望ましい。

Point

- ☝ 研究者が支払に関与しない仕組みの構築を。



文部科学大臣のメッセージ

今回の改正ガイドラインには、文部科学大臣のメッセージを記載しています。

- 研究費不正によって**研究機関の信用が大きく傷ついてしまうこと、優秀な研究者を失ってしまうことは、国にとっても大きな損失**であり、わが国の科学技術・学術の発展のためには研究費不正を根絶することが喫緊の課題となっています。
- 研究費不正根絶のためには、各研究機関において全ての構成員の**意識を高め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げる**ことが極めて重要です。例えば、研究者が研究費の正しい使い方について相談しやすい支援体制を整備することや、研究者の理解と意識向上を図るためのきめ細かいコンプライアンス教育を研究者に届くよう工夫して実施することなどにより、研究費不正を未然に防ぐ環境を整えることが有効と考えます。
- 研究費不正を防止することが各研究機関の**組織や研究者を守ることにつながる**ものであることを認識し、機関の長のリーダーシップの下、それぞれの研究機関の組織風土に合った、創意工夫ある主体的な不正防止策を組織全体として講じていただきたいと考えております。
- 今回のガイドライン改正に盛り込まれた各事項は、既に多くの機関で実施され成果を挙げている取組を明確化したものとなっています。各研究機関におかれましては、今回の改正を機に、自らの機関における取組を再点検し、研究費不正の根絶に向けた効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現してください。

最近の研究機関における不正使用事例

令和2年度公表分

No.	機関名	不正の種別	不正使用額	不正が行われた年度	機関における処分
1	京都大学(医学研究科)	架空請求(カラ出張、カラ給与)、還流、目的外使用	788,820円	H28～30	懲戒解雇相当
2	東海大学	旅費の重複受給、目的外使用	185,240円	H27～30	出勤停止14日
3	京都大学(文学研究科)	不正な謝金の支出	19,200円	H28	戒告
4	水産研究・教育機構	カラ雇用、架空請求	266,662円	H29～30	停職4月
5	甲南大学	重複受領(立替払い清算時の架空請求)	1,034,752円	H27～30	諭旨退職
6	京都大学(霊長類研究所)	過大な支出、架空取引、目的外使用、入札妨害	506,697,056円	H23～26	懲戒免職ほか

不正使用の傾向 ①

旅費の支給手続きにおける不正(虚偽請求、重複受給、カラ出張等)

不正使用の傾向 ②

学生への謝金・給与における不正(カラ謝金、カラ給与、還流行為等)

不正使用の具体事例①

【カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求】

不正の手法

- 当該教員は、指導学生に対して架空の勤務日時間を出勤表に記載させ、研究補助の業務を実施したように装った。また、機関から振り込まれた謝金を現金で手渡すように指示し還流行為を行った。
- 当該教員は、自身の出張に関するカラ出張、宿泊日数や交通手段の虚偽申請・報告により現金を得ていた。その他、指導学生にも同様の手法で旅費を支出し、現金を手渡すように指示し還流行為を行った。また、出張実態があるものについても、学生へ支払われた旅費は一旦全額還流し、実費額を報告させ、実費額を渡すことによる還流行為も行った。

不正の発生要因

- 当該教員は、機関が受講を義務付けたコンプライアンス教育や研究倫理教育を受講・修了しているほか、不正使用を行わない旨の誓約書を提出しているにも関わらず、今回のような研究費の不正使用及び不適切な行為を行っており、当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。また、研究指導をする当該教員とそれを受ける学生という関係性において、学生がその指示を拒否するという雰囲気が生じにくくなっており、組織としての啓発活動が不十分であった。
- 当該機関では、謝金、旅費とも事務部門等による実態確認が必ずしも充分とはいえなかった。

【目的外使用】

不正の手法

- 当該職員は、私的使用目的の物品を大学名義で業者に発注し、業者からの見積書等に記載してあった物品名等を、学内で使用する品目に書き換え、自らが起案した支出負担行為決議票等に添付し、決裁を経て公金を支出し、私的な物品を購入した。
- 当該職員は、備品等の修理が必要となった場合に教員から事務局に提出される物品修理要求書について、教員名を記載した当該要求書を偽造し、自らが起案した支出負担行為決議票等に添付し、決裁を経て公金を支出し、私的な物品を購入した。

不正の発生要因

- 購入しようとする物品について、支出負担行為決議において、購入の目的等を特に確認しないなど、審査が不十分であった。要求書の添付がなく、要求者が不明な状態でも、購入を認めていた。物品修理要求書の偽造が容易であった。
- 納品があった際には、担当係内の手の空いている者が確認及び受取りを行っており、起票者以外の職員が行うことが徹底されていなかった。検査員による検査が、書類検査のみで現品確認を行わないことが多く、不十分であった。

○研究機関における不正使用事案

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

確実な納品検査の実施と業者の理解・協力等の重要性

- ・ 不正使用の主な形態である「預け金」は、適切な納品の検査体制が機能していないために行われる傾向。
- ・ 特定の業者と研究者が癒着しやすい環境が是正されていないことも要因。



- 不正使用を防止するにあたり、業者への適正取引に関するルールの周知や業者の評価を行うことは重要。
- 「預け金」の存在は、業者保有の売り上げ関連伝票と機関が保管する証拠書類との突合により発見できるため、必要に応じ、業者の協力を得てこれらの書類を徴し、物品の納品実態について確認することは有効。
:研究者、業者双方に対する牽制効果
- 「預け金」が行われる主な動機は、次年度以降の研究費の確保や、年度内に補助金を使い切らなければならないという思いこみである場合が多いため、研究者に対する最新のルールの周知が必要。
:ルールの理解不足による不要な不正使用の回避効果
- 納品の検査体制を整備し確実に納品検査を行うことで、不正使用が行われにくい状況となり、不正が発生するリスクが軽減し、研究者・事務局双方にとって不要なトラブルの回避が可能。

e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとされています。



ログインID・パスワードは、決して他者に漏洩することがないよう、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理をお願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

○交付しない期間の扱いについて 【不正使用、不正受給】

不正使用及び不正受給に係る交付制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典:独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて)

4. 研究活動における不正行為の防止 に関する取組

不正行為の防止に関する取組

＜科研費における不正行為防止のための主な取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正行為の防止のための取組等

(1)「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務付け
(平成19年度～)

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務づけ(平成27年度～)

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件化(平成29年度公募分～)

(3)不正行為を行った者等へのペナルティーの導入

①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成19年度導入)

②. 不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4)不正行為防止のためのルールの周知

①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載

②. 説明会の開催

③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

④. 「機関使用ルール」に研究機関が研究倫理教育を実施することを規定(平成27年度)

⑤. 「研究者使用ルール」に研究機関が実施する研究倫理教育を受講しなければならない旨を規定(平成27年度)

⑥. 研究倫理教育の受講等を交付申請前までに行うことを交付申請要件化(平成28年度公募分～)

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】

～不正行為に対する研究者・科学コミュニティ、研究機関の責任の観点から～

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。**不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。**
- 不正行為への対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- **大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わる**ことにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう**対応の強化を図る**必要があるため、特に、組織としての責任体制の確立による**管理責任の明確化**、**不正行為を事前に防止する取組**を推進。

研究者・科学コミュニティの責任

【研究活動】

- 観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づき新たな知見を創造
- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開

【研究者の責任】

- **責任ある研究の実施**
 - ・ 研究活動の本質を理解し、それに基づく**作法や研究者倫理を身に付ける**
 - ・ 共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・ **研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底**
- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、科学的根拠を示して説明

【科学コミュニティの責任】

- 各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味し、評価することを通じて、**品質管理を徹底**
- **不正行為の範囲・定義**について、各研究分野の状況等を踏まえ、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で**明確化**し、当該不正行為が発覚した場合の**対応方針を提示**

違反に係る研究者に対する措置

- **競争的資金等の返還、申請制限**
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 所属研究機関の組織内部規程に基づく処分

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- **管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組の推進**
 - ・ 不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する**規程・体制の整備・公表**
 - ・ 実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・ **研究倫理教育の実施**
 - ✓ 大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓ 大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓ 配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・ **一定期間の研究データの保存・開示の義務付け**

【不正事案への対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・ **調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)**
 - ・ 各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・ 調査の公正性等に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に係る研究機関に対する措置

- **間接経費の削減**
 - ・ 体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合
 - ・ 正当な理由なく調査が遅れた場合

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(1)

背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

見直しの基本的方向

- ◆ **文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。**
- ◆ **従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化**

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(2)

新ガイドライン

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。
 - ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
 - ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
 - ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(3)

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(4)

第3節 研究活動における特定不正行為への対応 (組織の管理責任の明確化)

【違反の対象となる不正行為(特定不正行為)】

- 捏造、改ざん、盗用(注:従来どおり)

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
 - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
 - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法
 - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第三者への業務委託も可能
 - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安・上限の設定
 - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
 - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保
 - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(5)

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

1 組織としての責任体制の確保

- 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

2 迅速な調査の確保

- 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(6)

第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- 文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【履行状況調査の実施】

- 大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

- 文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

【大学等の研究機関における調査体制への支援】

- 大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

適用時期

- 平成27年4月1日から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成27年度当初予算以降(継続を含む。)における文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。

研究活動における不正行為の具体事例①

【捏造、盗用】

不正事案の概要

- 当該教員は、口演資料において、当該発表内容と関連のない論文のデータを盗用し、実験条件、使用試薬が全く異なる画像として掲載した。
- 当該教員は、論文において、実在しない実験データを実施した実験データのように扱い記載した。

不正事案の発生要因

- 当該機関では、毎年実施している研究倫理教育講習会等において全研究者へ説明しているが、当該教員において研究を実施するにあたり法令等遵守や公正な研究活動を遂行する自らの規律が欠落していた。また、研究データの保存を義務付けているものの保存状況のチェックができていなかった。
- 口演資料は、当該教員が一人で作成し、発表前の研究室内での予行演習は行われたものの、生データの確認などが行われていなかった。
- 論文投稿にあたり全ての共著者に実験データの生データ実験ノート等のチェックを依頼すべきであったが、当該教員は責任著者として自覚及びなすべきことの理解不足で怠った。
- 当該機関において、研究倫理教育を実施していたが、当該教員に適切な理解させることができていなかった。

研究活動における不正行為の具体事例②

【捏造、改ざん】

不正事案の概要

- 当該教員は、キャプションに事実と異なることを記載するなど、自説を有利に後押しし、かつ、研究分野の特性上ミスとは考えられない、故意による捏造・改ざんを行った。
- 当該教員は、東西方向と南北方向の縮尺が実際と大きく異なるにもかかわらず、そのことが明記されない地形図を断りなく歪んだまま利用するなど、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造・改ざんを行った。

不正事案の発生要因

- 当該教員は、研究公正に関する研修を受講していなかった。
- 当該教員は、論文の作成過程を通じて、事実についての十分なチェックを行わなかった。
- 論文作成過程において、当該教員が自身の研究を含めて先行研究を軽視し、またそれに関する情報収集・事実確認を怠った。
- 共著者に原稿を投稿前に見せずに投稿するなど、論文の作成過程で最も基本的な作業を軽視する当該教員の習慣が不正の温床になった。
- 共著者としての責任に関する理解が共同研究者や研究協力者に浸透していなかった。

○ 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847.htm

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

○交付しない期間の扱いについて 【不正使用、不正受給】

不正使用及び不正受給に係る交付制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典：独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて)

5. 科学研究費助成事業実地検査の結果 について

令和3年度科研費実地検査の結果

(1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求め**る。
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る。
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

(2) 令和3年度の実施研究機関数

○37研究機関

国立大学…10機関

公立大学… 4機関

私立大学…13機関

大学共同利用機関法人…1機関

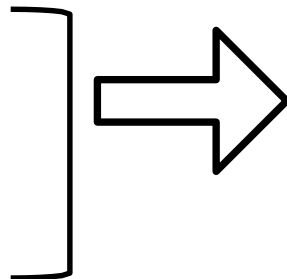
(地方)独立行政法人・国立研究開発法人…2機関

その他(公立研究機関、財団法人)…7機関

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響のためオンラインにより実施

(3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続等に関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項



※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

令和3年度科研費実地検査における指摘事例

【発注及び検収に対する事務体制の不備（21機関/37機関）】



主な指摘内容

- ・立替払いや研究者発注などにおいて、学内規程と実際の運用が乖離、あるいは規程等がなく運用のみで行っており、当事者以外によるチェックがなされていない。
- ・ソフトウェアのダウンロードや英文校正などの役務契約などにおいて、規程等に基づかず運用のみで検収、あるいは検収自体を行っていないため、当事者以外によるチェックがなされていない。

参考

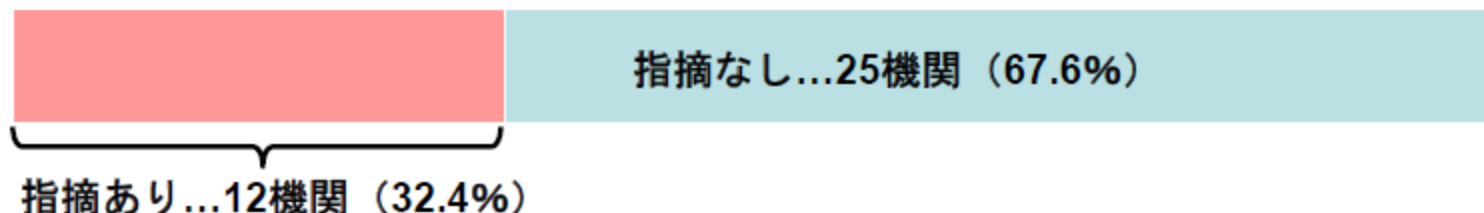
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
- ・「機関使用ルール」より抜粋
購入物品の発注、納品検収、管理について、(中略)研究機関が適切に行うこと。

改善のポイント

- ・**発注した当事者以外によるチェック**が行われるよう、機関として**実効性のある明確な発注及び検収体制**の構築・見直しを適切に行ってください。
- ・発注及び検収は、**使用ルールを遵守した上で、使用ルールに定めのない事項については、研究機関で定める会計規程等に従って**適切に行ってください。

令和3年度科研費実地検査における指摘事例

【人件費等を支出するための事務局の関与等の不足（12機関/37機関）】



主な指摘内容

- ・人件費や単発的な役務に対する謝金について、研究機関の事務部門による、雇用者・作業にかかる勤務実態確認が行われていない。

参考

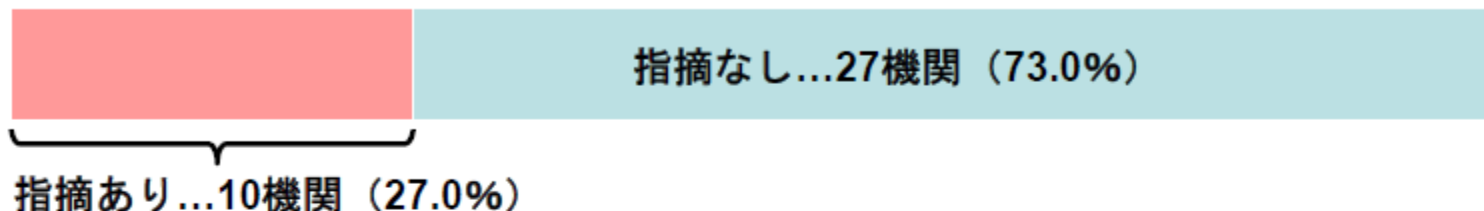
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要。
- ・「機関使用ルール」より抜粋
研究協力者の雇用に当たっては、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況について適切に管理して給与等を支給すること。

改善のポイント

- ・勤務状況の確認については、研究室のみに任せるのではなく、研究機関として実態を把握できる体制を整備してください。

令和3年度科研費実地検査における指摘事例

【特別監査の実施内容が不十分（10機関/37機関）】



主な指摘内容

・特別監査は、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとなっているが、実施されていない。

参考

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- ・「機関使用ルール」より抜粋
実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。

改善のポイント

・特別監査では、**事実関係の厳密な確認など**を行う必要があります。手法としては納品後の物品等の現物確認や取引業者の帳簿との突合、出張における宿泊先や打合せ相手先への確認、**非常勤**勤雇用者への勤務実態ヒアリングなどが考えられます。

令和3年度科研費実地検査における指摘事例

【その他の主な指摘事例】

- ・**換金性の高い物品**において、適切な管理がなされていない。【6機関(16.2%)】
- ・競争的資金等の運営・管理に関わる**全ての構成員からの誓約文書等の徴収**について、全ての構成員から徴収していない。【6機関(16.2%)】
- ・複数の科研費、研究費制度による**共用設備の購入**について、購入の実態があるにもかかわらず、**研究者が異動した場合の取扱い**を事前に定めていない。【5機関(13.5%)】
- ・**複数の会計手続**において、学内規程等が定められていない、又は規程等と実際の運用が乖離しており、研究機関が定める**規程等に従って適切に管理**が行われていない。【5機関(13.5%)】
- ・**謝金等の単価設定**にかかる規程等が定められていない。研究機関内で**単価の統一性**が図られない可能性があり、支出額の妥当性について説明責任が果たせない恐れがあると懸念される。【5機関(13.5%)】
- ・**旅費の支出**において、規程等に基づかない、又は事実確認が十分になされないまま支出されている。【4機関(10.8%)】
- ・**コンプライアンス教育**について、競争的資金等の運営・管理に関わる**全ての構成員に対して実施**していない。【4機関(10.8%)】

6. 研究倫理教育プログラムについて

科研費の研究活動に参画する研究者は、以下の①または②の受講等が必須。

① 次のような研究倫理教育に関する教材の
通読・履修

- **Green Book**
- **eL CoRE**
- APRIN eラーニングプログラム
(eAPRIN(旧 CITI Japan)) 等

② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて研究機関が実施する研究倫理教育の受講

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等(2)

1. 令和5年度新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

令和4年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

2. 令和5年度に継続が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、令和4年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったか確認する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで(交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで)に、研究倫理教育の受講等を行う必要があり、受講した旨を研究代表者に報告してください。

日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」(平成25年12月26日)

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議
の連携・協力

日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(通称:**Green Book**)を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>)でテキスト版もダウンロード可能

英語版

(平成27年5月)



日本語版

(平成27年3月)

(構成)

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」(*Green Book*) をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsp/top.aspx>



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



受講者ログイン/
Enrollee Login

User ID

Password

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら
Forgot your User ID or password?
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録(個人)/
New Registration
(individuals)

新規登録(団体)

推奨環境/Requirements

操作マニュアル/
Course Manual

よくあるご質問

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

Japanese

English

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになると思われる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

【本eラーニングの特長】

■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録はこちら

■特長2

団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録はこちら

■特長3

事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了すると修了証書が発行されます。

7. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(1)

● 研究に関する不正の告発受付窓口

<文部科学省の競争的資金等に係る研究活動の不正行為(研究成果の捏造、改ざん、盗用)並びに研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口について>

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、文部科学省の競争的資金等に係る研究活動の不正行為並びに、研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口を以下のとおり設置していますので、お知らせします。

【告発等の受付窓口】

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

直通電話 03-6734-4018

ファクシミリ 03-6734-4018

電子メール chousei-k@mext.go.jp

※電話による受付時間は、平日9時30分～18時15分です

(告発等を受付ける際の留意事項)

- 告発等を受付ける際には、匿名での告発か顕名(告発者の氏名・連絡先)での告発のどちらを希望するか、不正を行ったとする研究者・グループ、不正行為や不正使用・受給の態様(内容や年度等を含む)、不正行為とする科学的根拠あるいは不正使用・受給とする根拠、使用された競争的資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。
(※匿名による告発等を妨げるものではありません。)
- また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発がありうることを申し添えます。
- この窓口は研究活動の不正行為、研究費の不正使用・不正受給に関する受付窓口です。その他の事案に関する御相談等は各担当にお尋ねください。

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(2)

日本学術振興会の実施する事業に係る不正に関する告発等受付窓口

独立行政法人日本学術振興会では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、改正平成26年2月18日)等を踏まえ、独立行政法人日本学術振興会の実施する事業に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発等受付窓口を以下のとおり設置しています。

【告発等の受付窓口】	
独立行政法人 日本学術振興会 監査・研究公正室	
〒102-0083	東京都千代田区麴町5-3-1
直通電話	03-3263-1074
ファクシミリ	03-3237-8238
電子メール	meyasubako*jsps.go.jp (注)メールアドレスは「@」を「*」に置換しています。
※ 電話による受付時間は、平日9:30~17:30です。	

(告発等に係る留意事項)

1. 研究機関に所属する研究者が行った不正行為及び不正使用等に係る調査については、原則として、当該研究機関が行うことになることをあらかじめご承知置きください。
2. 告発等を受け付ける際には、告発者の所属・氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為及び不正使用等の態様、不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金等の種別・名称等について確認させていただきます。また、調査にあたって告発者に協力を求める場合があること、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合には、告発者の氏名の公表、刑事告発等が行われる可能性があることを申し添えます。
(※匿名による告発等を妨げるものではありません。)
3. この窓口は、日本学術振興会の実施する事業に係る不正行為、研究費の不正使用等に関する受付窓口です。その他の事案に関するご相談等は、各担当にお尋ねください。

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(3)

本学の研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報窓口 研究費の運営・管理および研究活動に関する相談窓口

【通報・相談窓口】

常磐大学・常磐短期大学 学事センター 研究教育支援係

〒310-8585 茨城県水戸市見和1-430-1

TEL: 029-232-2541 (直通)、FAX: 029-232-2955、E-mail: kenkyu※tokiwa.ac.jp (※は@に置き換えてください)

【受付時間】

8:30-17:30 (日曜日、土曜日、祝日、本学所定の休日を除く。)

【通報方法】

通報(相談)用フォーマットに必要事項を記入の上、書面、電話、FAX、電子メール、面談により通報(相談)願います。

研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報を受け付けます。

【対象】

- ・預け金、プール金(カラ出張、カラ謝金)、書類の書換え等により不正に研究費を使用すること。
- ・関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。
- ・論文等における研究データのねつ造、改ざん、盗用などの行為。
- ・その他、研究費の不正使用または研究活動における不正行為に該当すると思われるもの。

【留意事項】

- ・通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報された情報に関し、より詳細な情報、調査への協力を求める場合があります。
- ・調査の結果、悪意(被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。

研究費の運営・管理および研究活動に関する学内外からの相談を受け付けます。

【対象】

- ・研究費の運営・管理および研究活動に関すること。
- ・研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報または情報提供に関すること。

【留意事項】

- ・事例を整理・分析し、必要に応じて、コンプライアンス教育等において周知する等により学内で共有させていただきます。
- ・前項の分析結果は、必要に応じて、モニタリング結果等とともに基本方針及び内部規程等の見直しに活用させていただきます。
- ・相談内容によっては、通報事案として受け付けることがあります。